
第51回日税連公開研究討論会 デジタル化社会における 税理士の役割と 納税者の権利利益の保護

令和7年10月10日(金)

会場：パシフィコ横浜 ノース



東京地方税理士会

この物語はフィクションであり、実在の人物・団体とは一切関係ありません。

時は2050年

この時代、すべての取引はデジタルインボイスにより国税庁に自動収集されています。

税務手続きのほとんどがその自動収集されたデータを元に国税庁がAIを用いて、自動処理されるようになっています。

さて、これは、とあるツアーコンダクター業者
「里井」さんのお話し。

里井さんは外国から来た方々にサムライやニン
ジャのショーを見せ、日本でしか味わえない高級
食材を振る舞うツアーを企画しています。

舞台では、そろそろサムライとニンジャのショー
が終わろうとしています。

2050年度(2050/10/10/14:59現在)

売上 150,000,000円

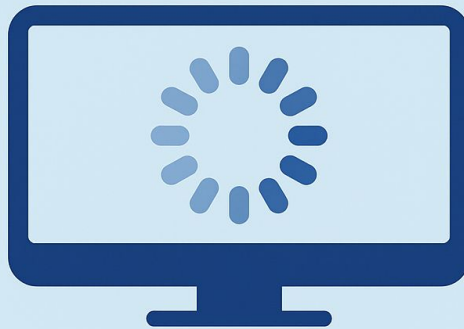
経費 △95,000,000円

利益 55,000,000円

法人税 19,250,000円

消費税 15,375,000円

国税庁
デジタルインボイス
システム



更新中

しばらくお待ちください

2050年度(2050/10/10/15:00現在)

売上 187,500,000円

経費 △95,000,000円

利益 92,500,000円

法人税 32,375,000円

消費税 21,000,000円

国税庁 AI税務調査システムより通達

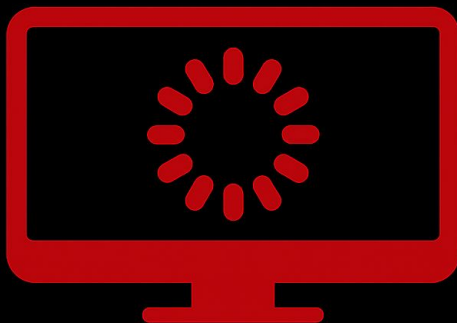
事業性の認められない
物品の購入費用が
経費に計上されています。



2049年度 (2050/10/10/15:00現在)

売上	240,000,000円
経費	<u>△121,600,000円</u>
利益	<u>118,400,000円</u>
法人税	41,440,000円
消費税	26,880,000円

国税庁
デジタルインボイス
システム



更新中
しばらくお待ちください

2049年度 (自動修正適用後)

売上	240,000,000円
<u>経費</u>	<u>△18,000,000円</u>
<u>利益</u>	<u>222,000,000円</u>
法人税	77,700,000円
消費税	34,650,000円

パネルディスカッション

税務行政DX

～どうなる日本のデジタル化～

東京地方税理士会

第51回日税連公開研究討論会

研究委員会 第1グループ



パネリスト紹介

横浜中央支部 @神奈川県

前田 信哉

(まえだ しんや)



司会進行

甲府支部 @山梨県

小笠原 光規

(おがさはら こうき)



小田原支部 @神奈川県

杉山 達哉

(すぎやま たつや)



藤沢支部 @神奈川県

高橋 浩二

(たかはし こうじ)



本日のテーマ

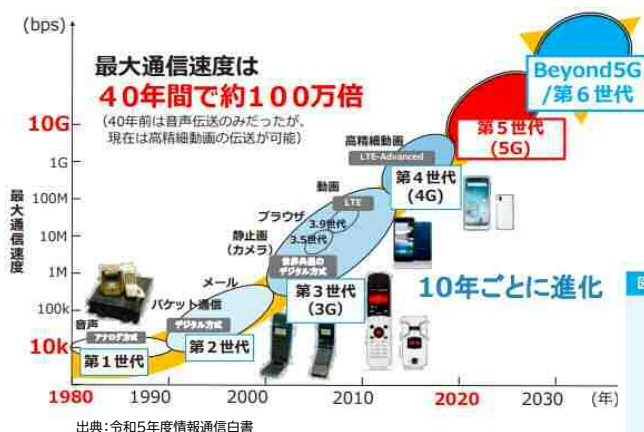
1. なぜ今、デジタル化が必要なのか
2. 日本の税務行政DXについて
3. 税務行政の国際潮流と、
デジタル化の国際比較
4. デジタル化の問題点
5. まとめ



令和7年度第51回日税連公開研究討論会

東京地方税理士会

なぜ今、デジタル化が必要なのか？



デジタルデバイスの普及が著しい

我が国におけるスマートフォンの世帯保有率の推移

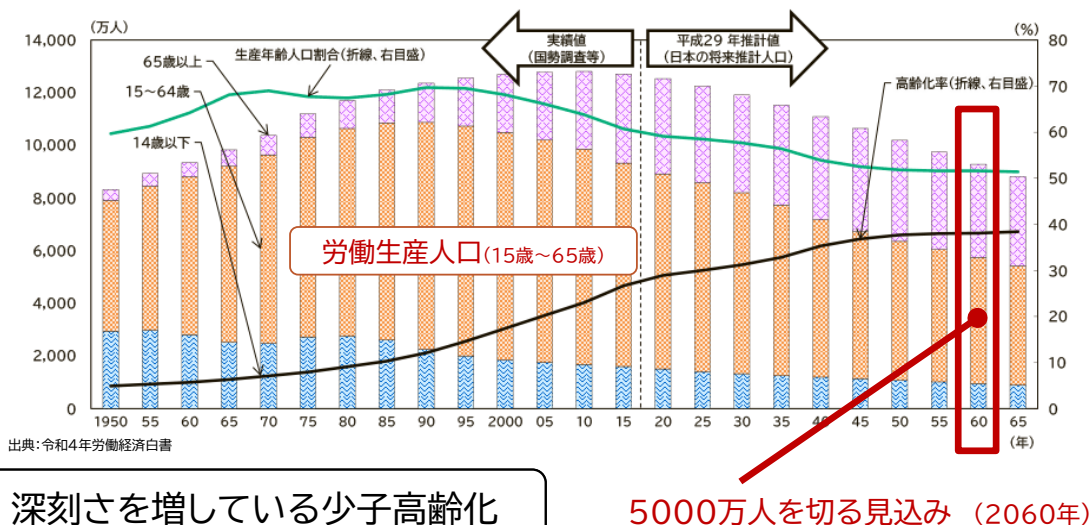


令和7年度第51回日税連公開研究討論会

東京地方税理士会

なぜ今、デジタル化が必要なのか？

我が国の生産年齢人口の推移と将来推計



日本の税務行政DX

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション - 税務行政の将来像 2023 -

I 目指す姿と取組の方向性

- ◆ 税務手続のデジタル化や業務におけるデータの活用など、税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し）に取り組みます。
 - ◆ 事業者の業務のデジタル化を促進することにより、税務を起点とした社会全体のDXを推進します。
- 国税庁は、「適正・公平な課税・徴収の実現」に加え「社会全体のDX推進」の観点からも社会に貢献していきます。



- * 納税者情報の取扱いや情報セキュリティの確保にも万全を期す。
- * デジタルに不慣れな方も含めたあらゆる納税者に対して効率的で使い勝手の良いサービスを提供することを目指す。
- * 将来像実現に向けて、「内部事務のセンター化」やシステムの高度化、人材育成等のインフラ整備にも取り組む。

税務行政の将来像2023

納税者の利便性の向上

< “納税者目線” の徹底 >

取組概要

II 納税者の利便性の向上

- ◆ 普段は税になじみのない方でも、日常使い慣れたデジタルツール（スマートフォン、タブレット、パソコンなど）から簡単・便利に手続を行うことができる環境構築を目指すなど、これまで以上に“納税者目線”を大切に、各種施策を講じます。
- ◆ そのためのアプローチとして、実際に納税者が「申告要否や手続を調べ、相談し、申告・納付する」といった一連の流れ全体を俯瞰し、最適なUI/UXの改善を図っていくため、想定される典型的な納税者像（ペルソナ）を設定し、当該ペルソナが税務手続を行う際のカスタマージャーニーを具体化することで現状の問題点を可視化し、改善策を検討していきます。
- ◆ 具体的な施策としては、以下のとおり、「日本版記入済み申告書」（書かない確定申告）の実現に向けた自動入力項目の拡大等の申告や申請等手続の簡便化、検索や相談のデジタルを活用した高度化等に取り組みます。

申告（納付・還付）、年末調整の簡便化

- 給与情報等の自動入力（申告手続の簡便化）
 - 申告に必要なデータを自動的に取り込むことで、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組み（「日本版記入済み申告書」）の実現
- e-TaxのUI/UX改善
 - 各種e-Taxソフトの統合による導線の整理
- キャッシュレス納付の推進、公金受取口座を利用した還付
- 年末調整手続の簡便化

申請等の簡便化／自己情報のオンライン確認

- e-Taxの「マイページ」の充実
- 納税証明書のオンライン取得・納税情報の添付自動化

検索性向上／相談の高度化

- オンライン相談の充実
 - チャットボットの充実、ホームページの検索性向上
- 電話相談の高度化・利便性向上
- SNS（国税庁公式LINE）を利用した情報の配信



令和7年度第51回日税連公開研究討論会

東京地方税理士会

9

税務行政の将来像2023

課税・徴収事務の効率化・高度化等

< “データの活用” の徹底 >

取組概要

III 課税・徴収事務の効率化・高度化等

- ◆ データは、知恵・価値・競争力の源泉であるとともに、課題先進国である日本の社会課題を解決する切り札と位置付けられています。税務行政においても、データを活用して（データの活用を前提として）事務を効率化・高度化しつつ、BPRにも取り組んでいくことが重要であると考えています。
- ◆ このため、課税や徴収の場面も含めて、業務に当たってはデータを積極的に活用するほか、オンラインツールについても積極的に活用します。地方公共団体や金融機関等、他の機関への照会等もデジタル化を進めることで、データによる情報のやり取りを拡大していきます。
- ◆ なお、データの活用という観点では、税務データの学術研究目的の活用についても検討を進めています。

AI・データ分析の活用

- 申告漏れの可能性が高い納税者等の判定
- 滞納者ごとに接触できる可能性の高い接触方法の予測、架電履歴等を分析した応答予測

オンラインツール等の活用

- 税務調査におけるWeb会議システムの活用（リモート調査）
- e-Taxやオンラインストレージサービスを利用した帳簿書類のデータによる受け渡し

関係機関への照会等のデジタル化

- 国・地方間のデータ連携の対象範囲拡大
- 金融機関等に対する預貯金等のオンライン照会の拡大
- 外国税務当局との情報交換により得られるデータの活用、連携・協調の拡大・強化

税務データの学術研究目的活用

- 税務大学校との共同研究
- 匿名データの提供
- 会社標準調査の充実



令和7年度第51回日税連公開研究討論会

東京地方税理士会

20

税務行政の将来像2023

1 申告漏れの可能性が高い納税者等の判定

収集した様々なデータを、B A ツール・プログラミング言語を用いて統計分析・機械学習等の手法により分析することで、申告漏れの可能性が高い納税者等を判定し、その分析結果を活用することで、効率的な調査・行政指導を実施し、調査必要度の高い納税者には深度ある調査を行う取組を進めています。



2 滞納者への最適な接触方法等の予測

B A ツール・プログラミング言語を用いて、滞納者の各種情報（過去の接触実績、申告書データ、業種等）を基に、滞納者ごとに接触できる可能性の高い方法（電話催告、臨場催告、文書催告）を予測し、効率的な滞納整理を実施します。
集中電話催告センター室においては、滞納者の情報（規模・業種等）や過去の架電履歴等を分析し、曜日・時間帯ごとの応答予測モデルを構築した上で、応答予測の観点を追加したコールリスト（A I コールリスト）に基づき架電する等により、応答率の向上を図ります。



令和7年度第51回日税連公開研究討論会

東京地方税理士会

21

税務行政の将来像2023

デジタル社会形成基本法

（事業者の責務）

第十六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自ら積極的にデジタル社会の形成の推進に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するデジタル社会の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。



令和7年度第51回日税連公開研究討論会

東京地方税理士会

税務行政の将来像2023

事業者の業務のデジタル化（概念図）

IV 事業者のデジタル化促進

税務手続のデジタル化と併せて、経済取引や業務もデジタル化することにより、事業者が日頃行う事務処理の一貫したデジタル処理が可能となり、単純誤りの防止による正確性の向上や事務の効率化による生産性の向上等といったメリットを享受できるものと考えられます。



（その他事業者のデジタル化促進のための施策）
・マイページで自己情報の確認、タックスアンサー、チャットボット、年末調整の電子化、マイナンバーカード取得促進

27



令和7年度第51回日税連公開研究討論会

東京地方税理士会

税務行政の国際潮流

【参考】国際的な潮流

I 目指す姿と取組の方向性（参考）

OECD報告書「税務行政3.0」（Tax Administration 3.0, OECD (2020)） 抜粋（国税庁仮訳）

【序文より】
近年、デジタル機器や新しいコミュニケーションチャネル、内外におけるデータソースの大幅な増加により、納税者サービスの改善や、コンプライアンス確保の重点化（better target our compliance activities）を図ることが可能となった。
これにより、税務行政の効果と効率が確実に向上してきた一方、我々OECD税務長官会合は、将来の税務行政について、能動的かつ時に負担の大きい納税者の自発的なコンプライアンスと、ノンコンプライアンスに対処するため資源を集約した税務調査に依存した現在のアプローチから大きく転換するような姿を見据えている。

「税務行政3.0」の描く世界

税務行政は、…

- 納税者の日常生活・業務の延長線上に組み込まれる** Embedded within taxpayer natural systems
 - 納税者が日頃利用する業務システムとの連携により簡便かつ正確な納税が可能に
 - その結果、ノンコンプライアンスは、意図的かつ手間暇がかかるものに収められ
- 企業やプラットフォームが共同して税務行政の一部の役割を担う** Part of a resilient "system of systems"
 - 企業やプラットフォームなどといった信頼できる主体が、消費税や源泉徴収の仕組みに加えて税務行政の一部の役割を担う
 - 税務当局はそのような民間の仕組みとも連携し、プロセスと結果においてコンプライアンスが確保されていることを確認する
- リアルタイムに近い形で課税関係を安定させる** Real-time tax certainty provider
 - システム連携や源泉徴収、納税専用口座などにより、リアルタイムに近い形で正確に課税関係を確定することが可能に
- 透明で信頼性が向上する** Transparent and trustworthy
 - 納税者にとって、どの情報に基づきどのような課税が行われるかの把握が容易に
- 税務行政が官民を合わせた政府の機能の一部となる** An integrated part of whole of government
 - 行政当局間及び民間とのデータ連携により、様々な行政手続をシームレスに行うことが可能に
- 人とハイテクが融合した組織となる** A human touch and high tech adaptive organization
 - 納税者中心の視点が税務行政プロセスの構築と管理の上で重要となる
 - 重要なのは、人のスキルとAIなどのサポートツールを融合し納税者の誤りを防ぎ、コンプライアンスを高めること
 - 人とテクノロジーの協調により、社会経済の変化に適切に対応

32



令和7年度第51回日税連公開研究討論会

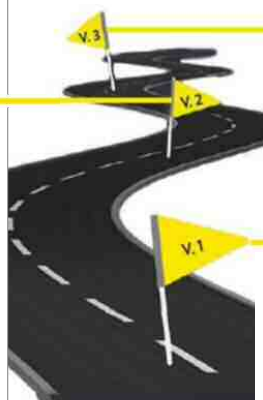
東京地方税理士会

税務行政の国際潮流

OECD the Evolution of Tax Administration

Tax Administration 2.0

- 納税者は「お客様」として扱われ、納税者中心の視点が採用される
- 新しい技術ツールとデジタルデータソースが大幅に増加することで、電子行政の成長し、eサービスが拡大する
- 税務当局内および他の政府部門との連携が強化される
- 資源配分がよりの確となる



Tax Administration 3.0

- 納税者が日常使うシステムに税務当局および他の政府部門のシステムがシームレスに連携する
- 税務行政は生活システムの一部となり、より強力に、かつ俊敏になり、「ただの日常」となる

Tax Administration 1.0

- 紙ベースで分断されたプロセス
- 税務当局中心の「税制はこうあるべき」という見方

Source: OECD, 2020, Forum on Tax Administration.



令和7年度第51回日税連公開研究討論会

東京地方税理士会

諸外国の事例

各国の電子申告利用率

表 主要国における電子申告の利用率

出典: 国立国会図書館調査と情報 No.1156「国税の電子申告をめぐる現状と課題」 (%)

	個人所得税	法人所得税	付加価値税
OECD 加盟国等の平均 (2019 年)	84.4	92.7	96.7
日本 (2020 年度)	64.3	88.4	88.0 ^(注1)
アメリカ (2020 年度)	94.3	78.8	—
イギリス (2019 年度)	90.4	99.2	99.3
フランス (2019 年度)	66.5	94.4	97.8
イタリア (2019 年度)	100.0	100.0	100.0
カナダ (2019 年度)	88.3	91.2	91.3
オーストラリア (2017 年度)	96.9	94.7	77.9
韓国 (2019 年度)	98.3	99.3	95.3

※イタリアの
税務申告制度

- 自ら計算して納付した税額の参考情報として申告書を送付する
- 日本のように税額を確定する役割はなく、収めた税額に関する参考資料の位置づけ



令和7年度第51回日税連公開研究討論会

東京地方税理士会

諸外国の事例

個人所得税について、
「申告期限を過ぎた場合には記入済み申告書を受け入れたものとみなす」制度がある国

オーストラリア、オーストラリア、ベルギー、デンマーク、
フィンランド、ハンガリー、リトアニア、マレーシア、ノルウェー、
ポルトガル、スロベニア、スペイン（12か国）



令和7年度第51回日税連公開研究討論会

東京地方税理士会

諸外国の事例

韓国(付加価値税)

- 課税官庁は偽の税金計算書の洗い出しなどに莫大な行政力、税金を投入



2011年1月1日～

- 法人事業者に対して電子的方法で税金計算書を発給するように義務化（免除制度あり）
- 電子税金計算書の発給日の翌日までに電子税金計算書の発給明細を国税庁長に送信（特例：翌月10日までに）

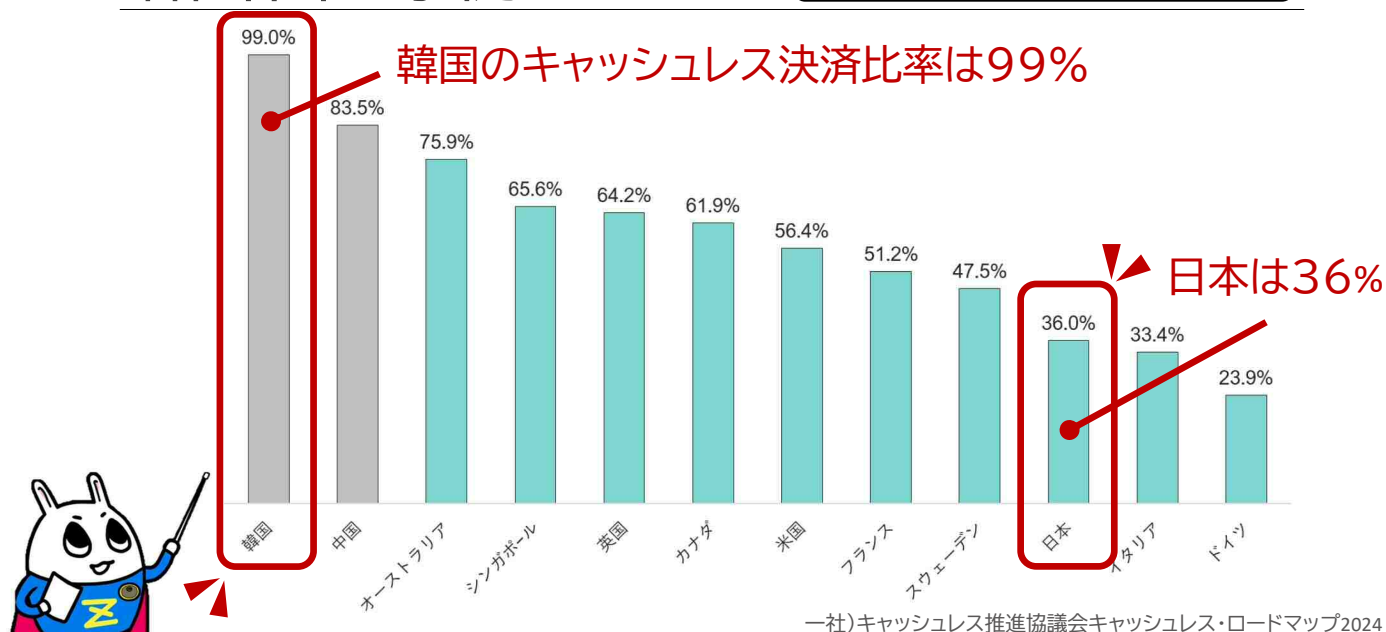


令和7年度第51回日税連公開研究討論会

東京地方税理士会

諸外国の事例

各国のキャッシュレス決済比率



税務行政デジタル化の目的

納税者の利便性の向上
＜“納税者目線”の徹底＞

課税・徴収事務の効率化・高度化
＜“データの活用”の徹底＞

事業者のデジタル化促進

デジタルを

「強いられる」

「使いたい」

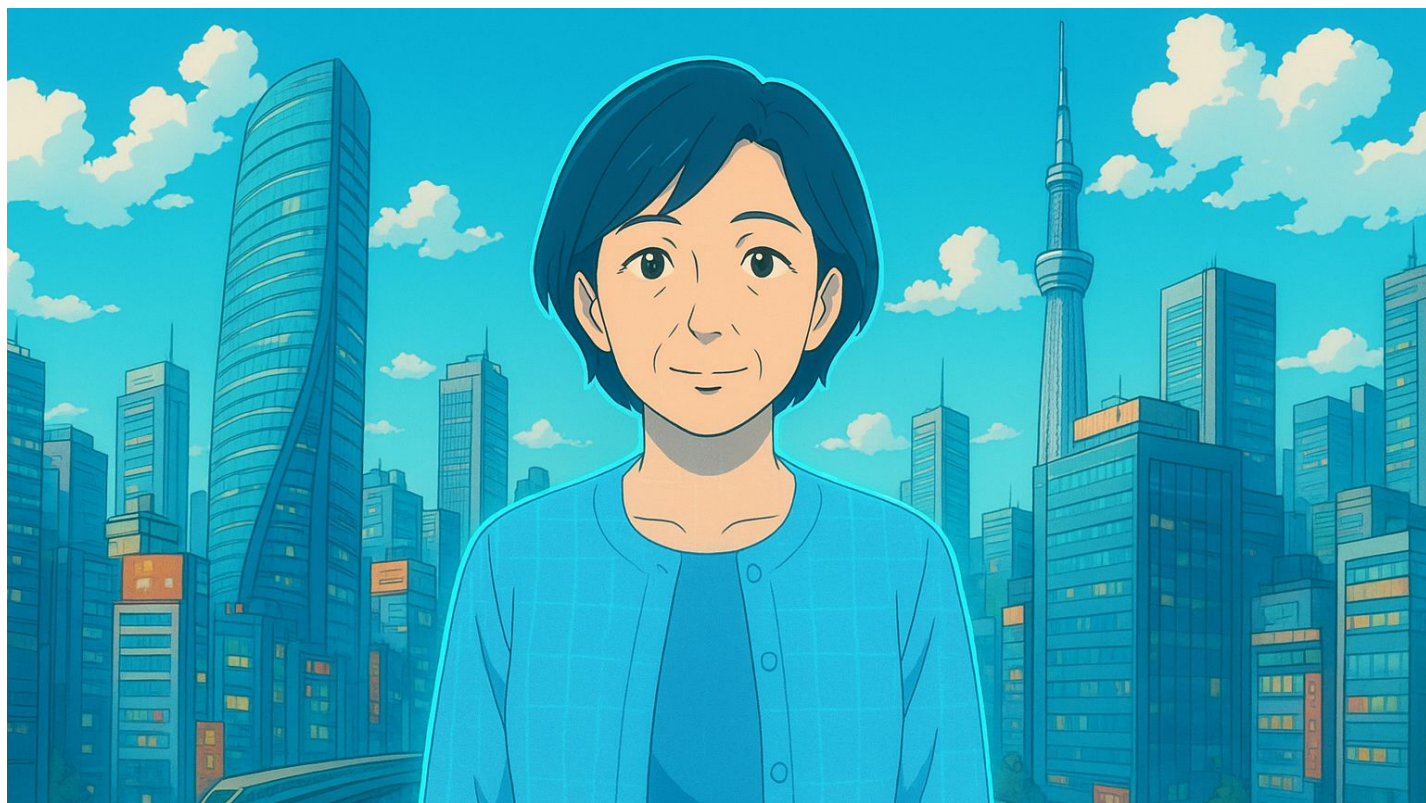
提言

1. 納税者利便を前提とした制度設計とすること
2. 納税者の“安心”を担保する制度を整えること



**突然の税務調査を受けて、
里井さんは小原税理士に
相談することになりました。**

**未来の税理士はどのような
対応をしてくれるのでしょうか。**



**税理士は現代と同様に、
税務署と交渉してくれるようです。**

**では2025年の現代に立ち返り ...
デジタル化社会に税理士は必要なのか？
その果たすべき役割は何か？
について検討します。**

デジタル化の進展と 税理士の役割

東京地方税理士会
第2グループ



発表者紹介

平田 由紀子 (鎌倉支部)
中野 慎太郎 (大和支部)
藤田 由紀 (大和支部)
松清 哲士 (戸塚支部)



令和7年度第51回日税連公開研究討論会

東京地方税理士会

オズボーン・レポート THE FUTURE OF EMPLOYMENT

2013年カール・フレイと
マイケルオズボーンの共著による論文

702種類の職業を対象にコンピュータ化される
可能性を評価
→雇用の47%は消滅するリスク

上位に「Tax Preparers(税務代行者)」
が入っており、税理士が10年後になく
なる職業と話題に！



令和7年度第51回日税連公開研究討論会

東京地方税理士会

THE FUTURE OF EMPLOYMENT: HOW SUSCEPTIBLE ARE JOBS TO COMPUTERISATION?

Carl Benedikt Frey¹ and Michael A. Osborne²

September 17, 2013

Abstract

We examine how susceptible jobs are to computerisation. To assess this, we begin by implementing a novel methodology to estimate the probability of computerisation for 702 detailed occupations, using a Gaussian process classifier. Based on these estimates, we examine expected impacts of future computerisation on US labour market outcomes, with the primary objective of analysing the number of jobs at risk and the relationship between an occupation's probability of computerisation, wages and educational attainment. According to our estimates, about 47 percent of total US employment is at risk. We further provide evidence that wages and educational attainment exhibit a strong negative relationship with an occupation's probability of computerisation.

Keywords: Occupational Choice, Technological Change, Wage Inequality, Employment, Skill Demand
JEL Classification: E24, J24, J31, J62, O33

¹We thank the Oxford University Engineering Sciences Department and the Oxford Martin Programme on the Impacts of Future Technology for hosting the "Mechanics and Employment" Workshop. We are indebted to Stuart Armstrong, Nick Beaman, Edie Chikolito, Mark Cusack, David Foray, Frank Foray, Alex Hox, Charles Jones, John Martin, Victor Mauer, Paul Newman, John O'Hara, John O'Hara, Anders Sandberg, Ming Shao, and Frank Woelke for their excellent suggestions.

²Oxford Martin School, University of Oxford, Oxford, OX1 1PT, United Kingdom, carl.benedikt.frey@oxfordmartin.ox.ac.uk
³Department of Engineering Science, University of Oxford, Oxford, OX1 3PJ, United Kingdom, michael.osborne@eng.ox.ac.uk

デジタル化の進展により 税理士は要らなくなるのでしょうか？ 会場の皆さまはどう考えますか？



要らなくなると思う方

要らなくならないと思う方

令和7年度第51回日税連公開研究討論会

東京地方税理士会

税理士制度の歴史

税務代理士法1条

「税務代理士ハ所得税、法人税、営業税其ノ他命令ヲ以テ定ムル租税ニ関シ他人ノ委嘱ニ依リ税務官憲ニ提出スベキ書類ヲ作成シ又ハ審査ノ請求、訴願ノ提起其ノ他ノ事項(行政訴訟ヲ除ク)ニ付代理ヲ為シ若ハ相談ニ応ズルヲ業トス」

昭和17年

税務代理士制度の創設

国が許可を与えた者のみが税務代行可能に
確実に税金を集めるため？

昭和26年

税理士制度の創設

課税庁と納税者の間の橋渡しをする

税務の専門家

申告納税制度を支える専門家として誕生



令和7年度第51回日税連公開研究討論会

東京地方税理士会

税理士法第2条の3

(税理士の業務における電磁的方法の利用等を通じた納税義務者の利便の向上等)

税理士は第2条の業務を行うに当たっては、同条第1項各号に掲げる事務及び同条第2項の事務における電磁的方法の積極的な利用その他の取組を通じて、納税義務者の利便の向上及びその業務の改善進歩を図るよう努めるものとする。



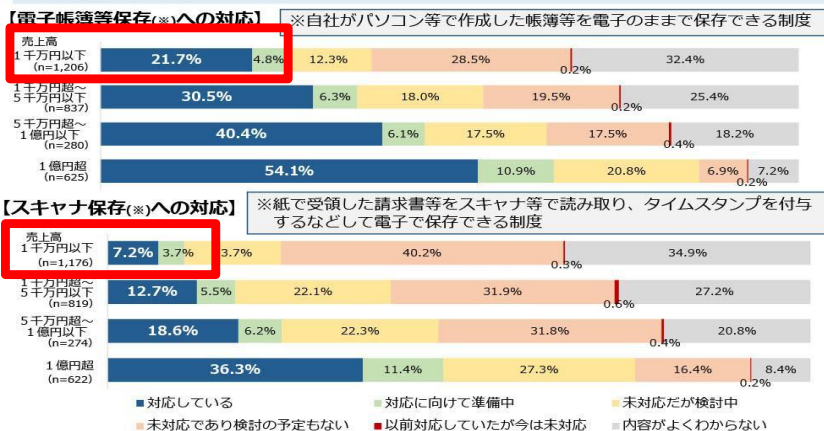
令和7年度第51回日税連公開研究討論会

東京地方税理士会

小規模事業者のデジタル化への対応

3. 改正電子帳簿保存法への対応 (電子帳簿等保存・スキャナ保存) ⑮

➤ 規模が大きくなるほど、「電子帳簿等保存」「スキャナ保存」ともに対応している割合が多くなっている



対応済み又は対応準備中の割合

電子帳簿保存法
26.5%

スキャナ保存
10.9%

(出典) 中小企業におけるインボイス制度、電子帳簿保存法、バックオフィス業務の実態調査結果
https://www.icci.or.jp/20240909_invoice_survey.pdf



令和7年度第51回日税連公開研究討論会

東京地方税理士会

効果的なデジタルツール



クラウド会計ソフト

- ・顧客と経理処理内容をネット上で共有
- ・預金通帳やクレジットカードからの自動取り込み



資料整理

- ・ドキュメント管理ツールで資料保管場所を省略
- ・変更履歴保存で税務調査対応も迅速に



通信手段

- ・メッセージングアプリやチャットツールの活用
- ・特定メンバーを集めたチャット作成で情報共有



令和7年度第51回日税連公開研究討論会

東京地方税理士会

AIと税理士業務との関わり

AIはどんどん進化してて、うまく活用できればお客様に対してもいろいろな提言ができたり、**強力なツール**になりえます
情報収集・整理、情報分析、文章チェック、草案作成etc.

でもAIは怖い面があるかも・・・

そういえば
この前オランダでの児童手当の
不正受給の間違いが...



令和7年度第51回日税連公開研究討論会

東京地方税理士会

オランダの児童手当不正受給



オランダのAI児童手当不正受給
者特定事件
- 数万人が誤認され、深刻な影響
が発生

児童手当の不正受給を取り締まろうとしてAIに不正受給かどうかの判定をさせたら、無実の人に濡れ衣が着せられた



AIが出した判定を人間が調査していないのが問題では？

令和7年度第51回日税連公開研究討論会

東京地方税理士会

オランダの児童手当不正受給



オランダのAI児童手当不正受給
者特定事件
- 数万人が誤認され、深刻な影響
が発生

後で、判定間違いと判明し、政府が謝罪したそうです。



していないことを証明するのは難しい
「悪魔の証明」

「悪

令和7年度第51回日税連公開研究討論会

東京地方税理士会

日本版記入済み申告書 ～書かない確定申告～

給与情報等の自動入力の実現（申告手続の簡便化）

給与等の所得

- ◆ 申告納税制度のもとで、確定申告に必要なデータ（給与や年金の収入金額、医療費の支払額など）を申告データに自動で取り込むことにより、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組み（「日本版記入済み申告書」（書かない確定申告））の実現を目指します。
- ◆ 令和6年以降順次、給与情報についても自動入力を実現します。



税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像 2023ー

慣れない人が自分で作るより
正確で便利そうだけど・・・。

プライバシーを守る
仕組みは欲しいかも



令和7年度第51回日税連公開研究討論会

東京地方税理士会

税理士の社会に対する働きかけ

税理士への様々な期待

納税者のデジタル化のサポートも！

租税教室

経営強化

書面添付

建議権



令和7年度第51回日税連公開研究討論会

東京地方税理士会

私たちは
眠れる獅子であっては
なりません



今こそ覚醒すべきです

ご清聴ありがとうございました





**税理士のおかげで、
今回の税務調査は無事に終わりました。**

**しかし、里井さんは今回の出来事で、
自動計算システムに
釈然としない思いを抱いたようです。**

では里井さんの気持ちを
すっきりさせるには
どのようにすれば良いのか
検証してみましょう！！

第 3 部



未来の納税者の声（寸劇）

- ・ 納税者はピンチを乗り越えたが…
- ・ 「釈然としない思い」
- ・ DX・AIによる効率性だけで、
十分と言えるのか？



令和7年度日税連第51回公開研究討論会

東京地方税理士会

Part I：オンライン調査と情報収集に伴う納税者の手続保障

Part II：AI活用と滞納処分における適正手続の課題

Part III：国際的潮流から見る納税者権利憲章

Part IV：日本における納税者権利憲章の立法化への歩み

Part V：納税者基本権と信頼に基づく税務行政



令和7年度日税連第51回公開研究討論会

東京地方税理士会

Part I : オンライン調査と情報収集に伴う納税者の手続保障



令和7年度日税連第51回公開研究討論会

東京地方税理士会

国税庁「税務行政の将来像2023」

課税・徴収事務の効率化・高度化

- ・ AI・データ分析の活用
- ・ 関係機関への照会等のデジタル化
- ・ オンラインツール等の活用など



令和7年度日税連第51回公開研究討論会

東京地方税理士会

「AI・データ分析の活用」と調査選定

- ・ 申告書内容・第三者提供情報・過去の調査履歴などを基に、
- ・ AIが納税者ごとのリスクスコアを算出、
- ・ 調査対象を効率的に抽出



令和7年度日税連第51回公開研究討論会

東京地方税理士会

「関係機関への照会等のデジタル化」と情報連携

- ・ 国・地方間のデータ連携の対象範囲拡大
- ・ 金融機関等に対する預貯金等照会のオンライン照会の拡大
- ・ 国税通則法「協力要請」「報告の求め」による法整備
- ・ 外国税務当局との情報交換等（CRS・CbCR）



令和7年度日税連第51回公開研究討論会

東京地方税理士会

「オンラインツール等の活用」と税務調査

令和7年9月から、オンライン調査等の開始 !!

- ・ 税務調査（行政指導含む）を実施する際、
オンラインツールを利用

- ・ 連絡 … インターネットメール
- ・ 面談 … Web会議システム
- ・ データの受渡し … インターネットメール・
e-Tax・オンラインストレージ



令和7年度日税連第51回公開研究討論会

東京地方税理士会

「オンラインツールの利用に関する同意書」

年 月 日

オンラインツールの利用に関する同意書

氏 名

〒

【納税者】

〒

〒

【受渡先（送付先）】

〒

【受渡先等、等】

【注】（注）は、次に掲げるオンラインツール（インターネットメール、Web会議システム又はオンラインストレージサービス）の利用に関する事項のうち、チェックした事項に係る説明を受け、内容を理解し同意をした上で、今回行われる税務調査等の実施において使用するメールアドレスを提供いたします。

□ 共通事項

- ・ 国税当局の連絡・通信費は、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基調」のほか、国税当局独自の対策を実施しており、政府統一基調を踏まえ、適切にセキュリティ対策を講じていること。
- ・ オンラインツールを利用する納税者（個人税理士を含む、以下「納税者等」という）側の機器・通信環境において、必要なセキュリティ対策が講じられている必要があること。
- ・ 税務調査等においては、機密性の高い情報の取り扱いが行われること。
- ・ インターネットを利用した機器・通信環境や外部サービスにおいては、その脆弱性等に起因し、ウイルス感染等の被害が生じるおそれがあること。
- ・ オンラインツールを利用した税務調査等の実施に関しては、強制的な税務調査等の実施に資すると認められる場合など、国税当局において実施を判断すること。
- ・ オンラインツールの利用に当たり、納税者等又は第三者が受けた被害について、国税当局の救済又は補償失によるものである場合を除き、国税当局は責任を負わないものとする。

□ インターネットメールの利用に関する事項

- ・ 国税当局は、オンラインツールを利用した税務調査等において、実施部署ごとに配送されている専用のメールアドレス（以下「専用メールアドレス」という。）を使用すること。
- ・ 専用メールアドレスは、納税者等が登録したメールアドレス（以下「登録メールアドレス」という。）

以上のメールアドレスの送受信はできない状態となっていること。

- ・ 登録メールアドレスは、原則として1件の登録に限るが、必要があれば最大3件までの登録が可能であること。
- ・ インターネットメールの利用を開始する際は、国税当局から登録メールアドレスにテストメールを送信するとともに、納税者等は当該メールに対する返信を行い、更になりすまし誘惑の観点から、電話による送受信確認を行うこと。
- ・ 国税当局に対する連絡は、インターネットメールを利用することが可能であること。
- ・ 第三者（関係税理士を除く、以下同じ。）の連絡を含む内容はインターネットメール本文に記載しないこと。
- ・ インターネットメールにデータ（ファイル）を送信しないこと。
- ・ 税務調査等終了後、専用メールアドレスと登録メールアドレスの送受信はできなくなる。

□ Web会議システムの利用に関する事項

- ・ 納税者等とオンラインツールを利用して面談を行う場合には、原則として、Webex を使用することとし、実施に際しては、国税当局から、専用メールアドレスを使用し、ログイン用のミーティングリンク（URL）、ミーティング番号及びパスワード等を登録メールアドレス宛に連絡すること。
- ・ Webex の利用に当たっては、エンコード（注）の暗号化を行うこと。
- ・ Webex の利用に当たっては必要となるミーティングリンク（URL）、ミーティング番号及びパスワードを第三者に教えることは禁ずること。
- ・ Webex による画面の録画を行う際は、ログインされたメールアドレスが登録メールアドレスであることを確認し、カメラをオンにした上で本人確認（氏名等の確認）を行うこと。
- ・ オンラインツールを利用した税務調査等を実施している場合であっても、税務調査等の必要上、国税当局の依頼により、録画及び画面の録画や税務調査等を取り替える場合があること。
- ・ 第三者が税務調査等の内容を無断で複製しないこと。
- ・ 録画、録画及び画面共有機能の利用は禁止すること。
- ・ Webex の利用に当たり発生する通信料は、納税者等の負担となる。

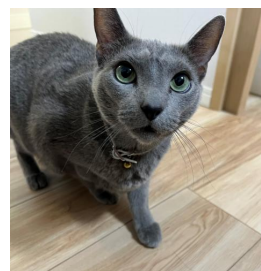
□ オンラインストレージサービスの利用に関する事項

- ・ データ（ファイル）は、原則として、Prime Drive を利用して受渡しを行うこと（容量制限：1.9GB/100）。
- ・ データ（ファイル）には、パスワードを設定すること。
- ・ 設定したパスワードは、インターネットメール以外の別添（電話等）により連絡すること。
- ・ 納税者等がPrime Drive にアップロードしたデータ（ファイル）は、国税当局における保存作業が完了次第、当該データ（ファイル）を完全に消去すること。

【利用表】

部署・支所	利用表名	登録メールアドレス

以上



令和7年度日税連第51回公開研究討論会

東京地方税理士会

オンライン調査時代の到来

- ・ 税務行政DXの進展により調査方法が大きく変化
- ・ 旧来型からデジタル情報収集への転換の加速
- ・ 新たな法的・実務的課題の発生
- ・ 納税者の権利保護と利便性のバランスが急務



令和7年度日税連第5 1回公開研究討論会

東京地方税理士会

Part II : AI活用と滞納処分における 適正手続の課題



令和7年度日税連第5 1回公開研究討論会

東京地方税理士会

国税徴収法

国税の徴収だけでなく、**地方税**や**社会保険料**の徴収にも**準用**され、租税と公課の徴収に関する基本法である。



令和7年度日税連第51回公開研究討論会

東京地方税理士会

国税徴収法の不適合性

国税徴収法は、昭和34年に改正が行われて以来、60年以上抜本的な改正が行われていない。



その結果

現在の**複雑な経済取引**や**社会情勢**に適合していない部分が出てきている。



令和7年度日税連第51回公開研究討論会

東京地方税理士会

一連の流れが一体体制で行われる

➤ 情報収集



➤ 調査選定



➤ 税務調査



➤ 滞納処分



収集された多種多様なデータ



統計分析、機械学習等により、申告漏れが高いと推測される納税者を判定する仕組みを導入



申告漏れの高い納税者の判定

①学習用データに関する問題

②「バイアス」の問題

③「ブラックボックス」に関する問題



令和7年度日税連第51回公開研究討論会

東京地方税理士会

①学習用データに関する問題

納税者のデータに関する偏りが生じる危険性がある。



令和7年度日税連第51回公開研究討論会

東京地方税理士会

② バイアスの問題

AIの学習用データに問題がある場合には、その分析結果は、バイアス（偏り）が含まれる。その結果AIによる選定は、**既存の差別や偏見を助長する**危険性がある。



③ ブラックボックスに関する問題

高度な機械学習モデルは、**「判断の根拠」が明示されにくく**、因果関係が明確に出来ないブラックボックス化が生じる危険性がある。



デジタル化と権利保護の不均衡①

AIによる行政意思決定の不透明性

- ①AIによる調査対象者の選定
- ②判断ロジックの非公開
- ③ブラックボックス化
- ④行政の意思決定の不透明性



令和7年度日税連第5 1回公開研究討論会

東京地方税理士会

デジタル化と権利保護の不均衡②

理由付けの困難さ

- ①AIの判断プロセスが不透明
- ②行政処分に対する「理由付け」を納税者に説明することが困難になる



令和7年度日税連第5 1回公開研究討論会

東京地方税理士会

憲法31条（適正手続の保障）に関わる問題

行政の説明責任の遂行

税法の適用や課税処分においては、理由付けが重要。

納税者に対し、「なぜそのような処分がなされたのか？」

理由や根拠を説明することが求められる。



令和7年度日税連第51回公開研究討論会

東京地方税理士会

➤ 「pipitLINQ（ピピットリンク）」とは？

行政機関と金融機関をつなぐNTTデータの預貯金照会電子化サービス。

現在利用数	行政機関	1,063
	金融機関	434



令和7年度日税連第51回公開研究討論会

東京地方税理士会

➤オンライン照会の拡大に伴う懸念事項

反面調査に該当するにもかかわらず、納税者の同意や認識がないまま反面調査が実施されるおそれがある。

アメリカでは、納税者への事前通知や反面調査先への情報提供が義務付けられている。



令和7年度日税連第51回公開研究討論会

東京地方税理士会

➤申告納税制度とは！？



納税者が自主的に申告をする制度



令和7年度日税連第51回公開研究討論会

東京地方税理士会

➤納税者権利保護の重要性

納税者が公正な扱いを受けるための手続を保障する。



その結果

納税者が安心して自発的に納税に協力する。



令和7年度日税連第51回公開研究討論会

東京地方税理士会

➤円滑な税務行政を促進するためには？

納税者の
権利保護重視



納税者の協力を
得ることが可能



円滑な税務行政の
促進



令和7年度日税連第51回公開研究討論会

東京地方税理士会

➤ 申告納税制度が機能するためには？

納税者と**行政**が**信頼関係**にある必要がある。



そのためには

適正手続が保障されなければならない。



令和7年度日税連第51回公開研究討論会

東京地方税理士会

Part III : 国際的潮流から見る 納税者権利憲章



令和7年度日税連第51回公開研究討論会

東京地方税理士会

納税者権利保護の概念

納税者権利保護は、1970年代頃から各国の法典、規則、判例、政府による刊行物など、多様な方法を用いて整備及び改定が進められてきた概念。



令和7年度日税連第5 1回公開研究討論会

東京地方税理士会

OECDの定義

OECD（経済協力開発機構）は、「納税者の税務に関する権利・義務を平易な言葉で要約し、かつ、説明して、こうした情報を多くの納税者に周知させて理解させようとする試み」と定義している。



令和7年度日税連第5 1回公開研究討論会

東京地方税理士会

納税者権利憲章（アメリカ）

【納税者の権利】

- ① 情報提供を受ける権利
- ② 質の高いサービスを受ける権利
- ③ 適正な税額以上の納税をしない権利
- ④ IRSの見解に異議を唱え、意見を聞いてもらう権利
- ⑤ 独立したフォーラムでIRSの決定に不服を申し立てる権利
- ⑥ 終局の権利
- ⑦ プライバシーの権利
- ⑧ 機密保持の権利
- ⑨ 代理人を保持する権利
- ⑩ 公正かつ公平な税制を求める権利

Publication 1 (JA) (Rev. 9-2017) Catalog Number 74794B
Department of the Treasury Internal Revenue Service IRS.gov



納税者としての あなたの権利

刊行物1号

本書では、納税者としての権利と、審査・不服申立・徴収・還付のプロセスを解説しています。

納税者の権利書

1. 情報提供を受ける権利 納税者は税法を遵守するために何をすべきかを知る権利があります。彼らは、すべての納税申告書、指示書、刊行物、通知、および通信の中で、法律とIRSの手続きについて明確な説明を受ける権利があります。彼らには、国税庁の税口座に関する決定について通知され、結果について明確な説明を受ける権利があります。	6. 終局の権利 納税者は、IRSの立場に異議を唱えることができる最長期間と、IRSが特定の税務年度の監査や、税金の回収ができる最長期間を知る権利があります。納税者は、IRSの監査が終了したときに知る権利があります。
2. 質の高いサービスを受ける権利 納税者は、IRSとのやり取りにおいて、迅速、丁寧、専門的な援助を受ける権利、理解しやすい方法で話しかけられる権利、IRSから明確で理解しやすい連絡を受ける権利、不十分なサービスについて上司に相談する権利を有しています。	7. プライバシーの権利 納税者は、IRSの調査、審査、執行措置が法律を遵守し、必要以上に立ち入ったものでないこと、また、捜索や押収の保護を含むすべてのデュー・プロセスの権利を尊重し、該当場合には、徴収上の適正手続審査を提供することを期待する権利があります。
3. 適正な税額以上の納税をしない権利 納税者は、利息や違約金を含めて法的に納めなければならない税額だけを納め、IRSにすべての納税を適正に適用してもらう権利があります。	8. 機密保持の権利 納税者は、納税者がIRSに提供した情報は、納税者が許可した場合や法律で認められた場合を除き、開示されないことを期待する権利があります。納税者は、納税者の申告情報を不正に使用したり開示したりした従業員、申告書作成代理人、その他の者に対して、適切な措置がとられることを期待する権利があります。
4. IRSの見解に異議を唱え、意見を聞いてもらう権利 納税者は、IRSの正式な措置や提案された措置に対して異議申し立てを行い、追加書類を提出し、IRSが適時になされた異議申し立てや文書提出を迅速かつ公正に検討し、IRSが納税者の立場に同意しない場合に回答を受け取ることを期待する権利があります。	9. 代理人を保持する権利 納税者は、IRSとのやり取りにおいて、自分が選択した代理人に代理させる権利があります。納税者は、代理人を雇うことができない場合には、Low Income Taxpayer Clinicに援助を求める権利があります。
5. 独立したフォーラムでIRSの決定に不服を申し立てる権利 納税者は、多くの罰則を含むほとんどのIRSの決定に対して、公正かつ公平な行政不服審査を受ける権利があり、また、Office of Appealsの決定に関する回答を書面によって受け取る権利があります。納税者は一般的に裁判を起こす権利を持っています。	10. 公正かつ公平な税制を求める権利 納税者は、基本となる自らの負債、支払い能力、タイムリーな情報提供能力に影響を及ぼす可能性のある事実や状況を、税制が考慮するように期待する権利を有しています。納税者は、経済的に困難な状況に陥っている場合や、IRSが通常のルートで適切かつタイムリーに納税者の税金問題を解決しない場合には、Taxpayer Advocate Serviceの支援を受ける権利があります。

令和7年度日税連第5 1回公開研究討論会

東京地方税理士会

51/58

58か国中51か国が納税者の権利を明文化していると回答

(2019年OECD調査)



令和7年度日税連第5 1回公開研究討論会

東京地方税理士会

ソフトアプローチへの転換

ハードアプローチ ➡ ソフトアプローチ

税務調査の強化や罰則の強化によって納税を強制するやり方

納税者サービスの充実や手続的権利の保障を通じて自発的な納税を促すやり方



ソフトアプローチは納税者をお客様と捉える

令和7年度日税連第51回公開研究討論会

東京地方税理士会

納税者権利憲章の制定は

国際的なミニマル・スタンダード
(最低水準)



令和7年度日税連第51回公開研究討論会

東京地方税理士会

海外では

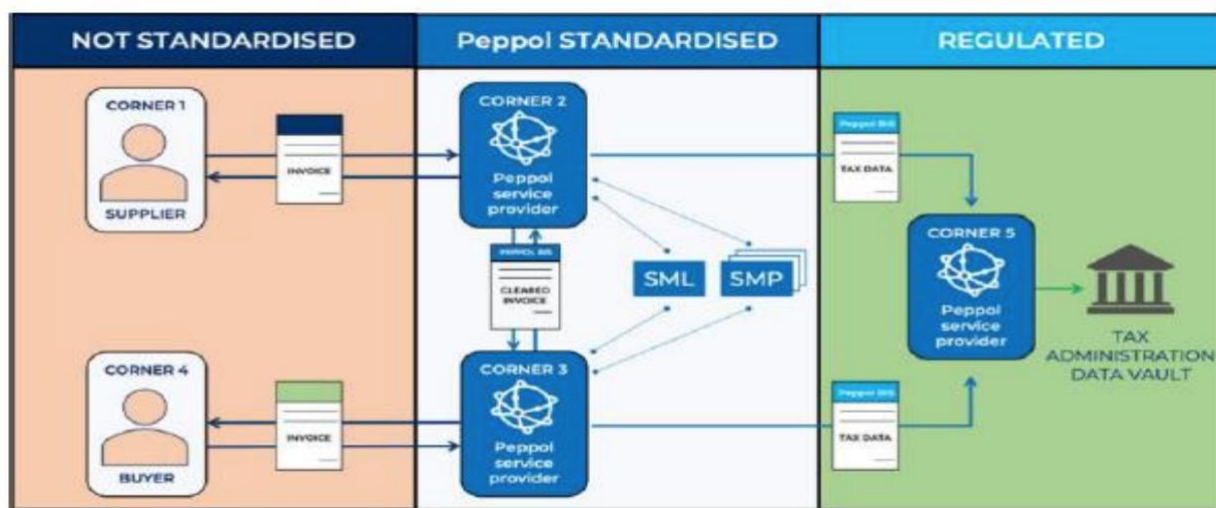
電子インボイスの導入に伴い、継続的取引管理（CTC）やリアルタイム報告の導入が進んでいる。



令和7年度日税連第51回公開研究討論会

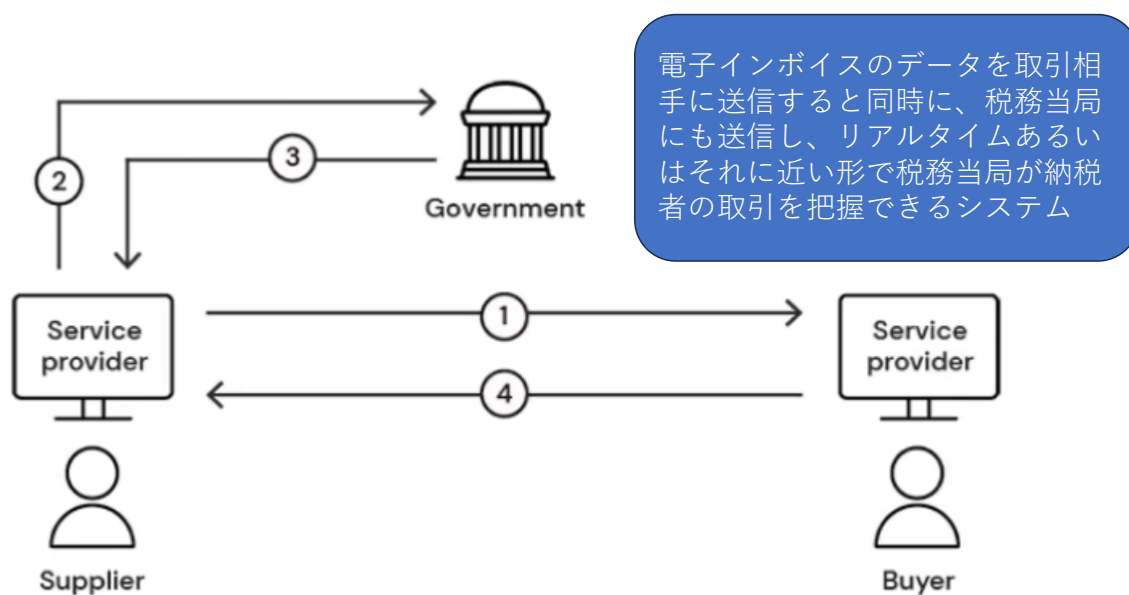
東京地方税理士会

継続的取引管理(CTC)のモデル



Source: International Chamber of Commerce (ICC)

リアルタイム報告モデル(Real-Time Reporting Model)



Source: <https://www.pagero.com/blog/e-invoicing-ctc-models>

AIの活用に対する懸念点

AIによる分析結果をそのまま利用するのは危険

- ・ アルゴリズムの透明性確保
- ・ 第三者機関によるチェック体制

誤った判断や偏った調査を導くリスク

デジタル化が進むからこそ
納税者権利保護の重要性は高まっている



Part IV：日本における納税者憲章 の立法化への歩み



令和7年度日税連第51回公開研究討論会

東京地方税理士会

日本での議論の歴史

- ・ 納税者の権利保護は、従来憲法84条・31条により担保
- ・ 税務行政手続の**明確化**や納税者の権利義務の**体系化**が**不十分**
- ・ 1990年代以降、行政改革の流れ・国際的な潮流の中での、改革の必要性
- ・ 2000年代以降、弁護士会・税理士会など多様な団体による憲章制定の提言の活発化



令和7年度日税連第51回公開研究討論会

東京地方税理士会

法制化の動き 平成23年改正

- ・ 2009年、民主党政権下による法案提出
 - ・ 国税通則法第1条（目的）への「納税者の権利利益の保護」明記
 - ・ 納税者権利憲章の策定
- ・ 国会審議の過程で削除、不成立

* 平成23年改正

税務行政手続における手続保障を制度的に明文化した重要な一歩。
事前通知、調査結果の説明、理由附記、修正申告の勧奨など、従来は運用にとどまっていた一連の手続が法定化された意義は極めて大きい。



令和7年度日税連第51回公開研究討論会

東京地方税理士会

近年の再注目と背景

- ・ 政治への不信感（マイナカード・裏金問題など）の高まり
- ・ 税務行政の急速なデジタル化と情報連携の進展
 - ・ 納税者自身の情報の管理や手続きの透明性・予見可能性への関心の高まり



令和7年度日税連第51回公開研究討論会

東京地方税理士会

直近の国会での動き

- ・ 今年、野党による憲章制定を盛り込んだ修正案の提出
- ・ 法案の撤回・不成立
- ・ 付帯決議第13項

「十三 税務行政において納税者の**権利利益の保護**を図り、税務行政に対する国民の信頼醸成や適正を確保するため、納税者権利**憲章の策定**を含め納税環境整備について検討を行い、その実現に努めること。」



令和7年度日税連第5 1回公開研究討論会

東京地方税理士会

今後の展望

- ・ デジタル化時代における納税者・税務当局の信頼関係の深化
- ・ 権利憲章を含む納税者権利保護の制度充実化の有効性
- ・ 納税者の代理人である税理士の積極的な提言



令和7年度日税連第5 1回公開研究討論会

東京地方税理士会

Part V：納税者基本権と信頼に基づく 未来志向の税務行政



令和7年度日税連第51回公開研究討論会

東京地方税理士会

納税者の権利とは

行政上の便宜的な配慮と捉えるのではなく、憲法に根ざした
基本的な権利。

「国民主権」（前文）と「基本的人権の尊重」
(11条・13条)が起点



令和7年度日税連第51回公開研究討論会

東京地方税理士会

日本国憲法84条

納税者にとっての予測可能性や手続の公正を保障

同31条（適正手続条項）

税務行政のあらゆる局面
（税務調査・滞納処分など）にも及ぶべき



令和7年度日税連第5 1回公開研究討論会

東京地方税理士会

日本国憲法14条（平等原則）

同25条（生存権）

同29条（財産権）

憲法的根拠に基づき、導かれる「納税者の基本的権利」

「納税者の基本的権利」を具体化する「納税者権利憲章」



令和7年度日税連第5 1回公開研究討論会

東京地方税理士会

➤福沢諭吉「学問のすゝめ」

税は政府と国民の約束



申告納税制度は納税者の自発的な協力が前提
デジタル化が進む時代こそ、より信頼関係
を深めることが不可欠



令和7年度日税連第51回公開研究討論会

東京地方税理士会

納税者権利憲章は不要！？

現行法で十分

現在も一定の権利規定は
存在している。



令和7年度日税連第51回公開研究討論会

東京地方税理士会

否！

現行の権利規定は体系的に未整理、
納税者自身が把握・理解することが困難。



かえって税務行政の非効率を招いている可能性



隠れたコスト

令和7年度日税連第51回公開研究討論会

東京地方税理士会

納税者権利憲章の制定は、

中長期的には、税務行政の非効率を減少させ、
持続可能で透明性の高い税務行政を実現する「未来への投資」



令和7年度日税連第51回公開研究討論会

東京地方税理士会

憲章を理念にとどめず、
具体的な制度設計が不可欠

- ・ 国税通則法の目的規定（第1条）への明記
- ・ 独立した「納税者オンブズマン」の創設
- ・ AIの透明性確保、異議申立権の保障ほか



令和7年度日税連第51回公開研究討論会

東京地方税理士会

おわりに

- ・ デジタル化のジレンマ — 効率性と透明性のバランス
- ・ 国際的立ち位置 — G7で日本だけが実質的に納税者権利憲章未制定
- ・ 信頼関係の重要性 — 安心して申告・納税できる環境整備

「DXの時代だからこそ、納税者権利憲章が不可欠である」



令和7年度日税連第51回公開研究討論会

東京地方税理士会

ご清聴ありがとうございました



←東京地方税理士会公式イメージキャラクター「トッチーくん」

令和7年度日税連第51回公開研究討論会

東京地方税理士会

ま と め



東京地方税理士会第51回日税連公開研究討論会研究委員会

第1部 税務行政DX：どうなる日本のデジタル化

横浜中央支部 前 田 信 哉（発表リーダー）

藤 沢 支 部 高 橋 昌 也

小田原支部 杉 山 達 哉

甲 府 支 部 小笠原 光 規

川崎北支部 高 橋 昌 也（寸劇）



東京地方税理士会第51回日税連公開研究討論会研究委員会

第1部 税務行政 DX:どうなる日本のデジタル化

なぜ今、デジタル化が必要なのか？



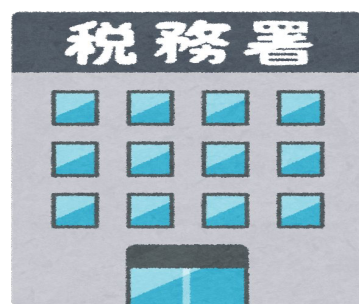
東京地方税理士会第51回日税連公開研究討論会研究委員会

第1部 税務行政 DX:どうなる日本のデジタル化

税務行政のデジタル化 **納税者のための手段**

支援を受けにくい納税者に配慮

便利で安心！



東京地方税理士会第51回日税連公開研究討論会研究委員会

第2部 デジタル化の進展と税理士の役割

鎌倉支部	平田由紀子（発表リーダー）
戸塚支部	松清哲士
大和支部	中野慎太郎
大和支部	藤田由紀



東京地方税理士会第51回日税連公開研究討論会研究委員会

第2部 デジタル化の進展と税理士の役割

税理士 × ?

税理士 ○

納税者のデジタル化支援
税務行政のデジタル化を検証

東京地方税理士会第51回日税連公開研究討論会研究委員会

第3部 税務行政手続きの整備と納税者の権利保護

横 須 賀支部	榊 原 慎太郎（発表リーダー）
神 奈 川支部	池 袋 一 弘（論文リーダー）
横 浜 南支部	伊 藤 美 穂
横 浜 南支部	小野澤 寿 一
保土ヶ谷支部	村 田 洋
川 崎 南支部	井 上 薫
藤 沢 支部	石 原 直 明



東京地方税理士会第51回日税連公開研究討論会研究委員会

第3部 税務行政手続きの整備と納税者の権利保護

考えてみよう！

納税者の権利とは？ 納税者の権利保護とは？
デジタル化社会にどのようにプライバシーを守るのか？

国税通則法の改正で十分か？ ✕

納税者権利憲章 ➡ 税務行政の透明性を担保

➡納税者の信頼 ➡ 税務行政の円滑な執行

税務オンブズマン

東京地方税理士会第51回日税連公開研究討論会研究委員会

おわりに

研究委員長

平塚支部 小原 勝己

スライド出演

東京地方税理士会公式イメージキャラクター



トッチーくん（不正を憎み、みんなを助ける税務の味方）

菊（トッチーくんの相方 呉服店の跡継ぎ娘）

指導教授

立命館大学

法学部教授 望月 爾

東京地方税理士会第51回日税連公開研究討論会研究委員会

提 言

1. 税務行政のデジタル化は、納税者の安心を担保しつつ、デジタルを使いたくなる仕組みを構築すること
2. 税理士は、納税者のデジタル化に寄り添い、公正な立場で納税者の権利を守る存在であること
3. 納税者の権利を支える制度的な裏付けとして、納税者権利憲章を制定すること

<中>

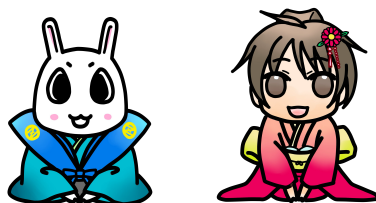
東京地方税理士会第51回日税連公開研究討論会研究委員会



東京地方税理士会第51回日税連公開研究討論会研究委員会

ご清聴ありがとうございました

東京地方税理士会
第51回日税連公開研究討論会研究委員会



東京地方税理士会第51回日税連公開研究討論会研究委員会

